### 常三島地区職員過半数代表者

### 意 見 書

国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

(1)国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則に、継承内教員の基本年俸表及び「宿 日直手当、オンコール手当、夜間診療手当、分娩取扱手当、新生児担当医手当」の諸手当 を追加すること、(2)職員就業規則に継承内教員の給与について、年俸制適用職員給与規則 によることができる旨を規定する、の二点について意見を述べます。

規則の整備に当たる諸手当の追加は当然のこととして了承しますが、現在、特任職員の みに適用している年俸制適用職員給与規則を継承内教員にも適用することには問題がない とは言えません。2013年11月の「国立大学改革プラン」の人事・給与システムの弾力化と いうことで、各大学の改革の取組への重点支援の際の条件として、年俸制導入促進費を予 算措置して年俸制導入を大学法人に強要することは、大学法人の人事・給与システムに悪 影響を与える恐れがあります。年俸制の今後の運用には慎重に対処していただきたい。

成果主義賃金制度の典型である年俸制の導入は、大学教員の職務にも大学の教育研究という社会的責務になじまず、職場環境や労使関係の悪化をもたらす可能性があります。大学の教育研究活動は多岐にわたり、長期的視点を必要とします。短期間での実績評価や過度の競争を持ち込むことは、教員の教育研究活動を歪め、教員間の賃金格差の拡大や教員のランク付けへの道を開きます。特に教員基本年報表の業績給部分の評価の仕方には今後十分な配慮が必要です。

学長裁量ポストやシニア教員に対しては、年俸制への転換に当たって同意を得る際に、 本人の意向を十分尊重し、強制にならないように丁寧な説明をお願いしたい。また年俸制 に転換した教員の生涯賃金が月給制と比べて不利益にならない配慮をお願いしたい。 常三島地区有期雇用職員過半数代表者

# 意 見 書

国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

今回の年俸制適用に伴う就業規則改正については、優秀な人材の活用によって教育研究 の活性を図るとの事なので止むを得ないと考えます。

この制度は文科省国立大学改革プラン発表を受け、その方針に沿って導入されるとのことですが、その中には「達成率によって運営交付金を傾斜配分する」との文言も盛り込まれていると聞いています。御当局が運営交付金獲得の為、達成率重視のあまり、個人の意思に反して半強制的に年俸制に移行とならないよう求めます。

また、年俸制に移行したことによって、当該者の年収が将来にわたって現行制度に比べ 不利益を被ることのないようご配慮していただきたい。

次に年俸制に移行した後の業績評価基準についてですが、研究分野・テーマによっては適 正な評価が困難なもの、歴史的評価を必要とするもの等、多岐にわたっています。このこ とから本学における評価基準が文系・理系、収益性に偏ることなく、公平で透明性が確保 され、先生方が十分に納得できるものとなるようお願いします。

最後に、この年俸制適用の趣旨が正しい理解の元に運用され、ご本人のご希望によって給 与体系変更が行われますことを強く望みます。

#### 蔵本地区職員代表者

# 意 見 書

国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

- (1)国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則に、承継内教員の基本年俸表及び「 宿直手当、オンコール手当、夜間診療手当、分娩取扱手当、新生児担当医手当」の諸手当 追加すること。(2)職員就業規則に承継内教員の給与について、年俸制適用職員給与規 則によることができる旨を規定することの二点について意見を述べます。
- (1)年俸制適用職員給与規則に、「宿直手当、オンコール手当、夜間診療手当、分娩取 扱手当、新生児担当医手当」の諸手当を追加することには当然のことと考えます。
- (2) 2013年11月に出された「国立大学改革プラン」で謳われている「国内外の優秀な人材の活用によって教育研究の活性化に繋がる人事・給与システムの導入」を実行するために「職員就業規則に承継内教員の給与について、年俸制適用職員給与規則によることができる旨を規定する」ということですが、大学の教育・研究分野は多岐にわたり、研究分野によっては、その成果は長期的な視点が必要な場合もあります。その上、研究の分野間による研究成果の生産量も大きく違います。また、教育分野においては、その成果を評価することは極めて困難です。そのため、継承内教員への年俸制導入・運用については、慎重に対処していただきたい。短期的な実績や研究者間の競争を強いることは、むしろ独創的な教育・研究を歪めてしまうことになる恐れが十分あります。年俸制への転換をするにあったては、本人の意志を十分尊重し、強制にならないようにする必要があります。この点について、十二分な配慮をお願いしたいと考えます。このように、各教育・研究分野でそれぞれ環境が異なることを十二分に理解した上で、適切な業績評価体制を整備していただきたいと考えています。

蔵本地区有期雇用職員過半数代表者

## 意 見 書

国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

今回の年俸制適用職員給与規則等の一部改正については賛成しますが、業績給について は問題が生じる恐れがあると考えます。

改正内容(1)については、諸手当を追加することは当たり前のことだと思います。

(2) 承継内教員の方々が年俸制への転換に当たっては、それに該当する者への説明を 丁重にしていただき個人の意思・意向を十分に尊重していただくことを望みます。

また、年俸制に変更したことによって給与面等が月給制度時よりも不利益にならないように配慮を願います。

業績給については、評価基準が定まっていないため、評価基準を決める必要があると考えます。しかし、大学の研究分野等においては多方面に渡っています。このことから、本学における評価が公正に評価されることは非常に難しいものと考えます。研究分野等で活動されている職員の方々が十分に納得できるように公平で透明性を明確にした評価方法で評価されることを望みます。